

郵便による戸籍、住民票などの請求の仕方

白糠町に本籍がある方は、戸籍、除籍、改製原戸籍及び戸籍の附票、身分証明書などを、郵送により発行することができます。郵便による請求の仕方は、次のとおりです。

1 請求書の記入

- (1) 「戸籍・住民票等交付請求書（郵送）」に必要事項を記入してください。
- (2) 使用目的欄には、具体的に記入してください。
例：〇〇死亡に伴う〇〇〇の手続きのため
〇〇が生まれてから死亡するまでの戸籍（除籍、改製原戸籍）が必要 など
- (3) 請求者によって委任状もしくは正当な理由が必要になります。
 - ①戸籍 ⇒ 本人又は配偶者、直系尊属、直系卑属以外の方が請求するとき。
 - ②身分証明書 ⇒ 本人以外の方が請求するとき。
 - ③住民票 ⇒ 本人又は同一世帯以外の方が請求するとき。
- (4) 請求者が必要な戸籍に記載されていない場合は、必要な戸籍との繋がりが確認できる戸籍の写しが必要になる場合があります。（祖父母や孫の場合等）

《請求書と同封する書類等》

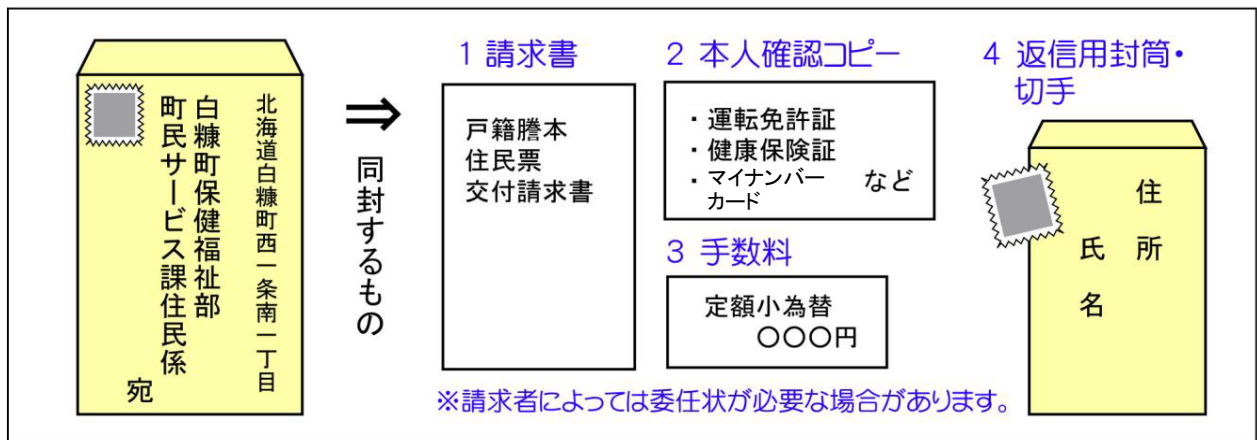
2 本人確認できる書類のコピー（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）

3 手数料

- (1) 手数料は、白糠町が定める各証明書の手数料をご用意ください。
金額がわからない場合は、下記お問合せ先またはホームページでご確認ください。
- (2) 手数料は必ず、「ゆうちょ銀行の定額小為替」を各証明書に必要な分のみお送りください。釣銭が発生する場合は、切手で返送させていただくことがありますので、予めご了承ください。
※現金や切手の納付はできません。

4 返信用封筒・切手

- (1) 返信用封筒には、住所・氏名を記入してください。
- (2) 返信用封筒のサイズは、できるだけA4版定型（長形3号）を同封してください。
請求される書類が多い場合は、A4版定形外（角型2号）を同封してください。
- (3) 返送分の切手は、多い金額の場合は返却することもあるため貼らずに同封してください。
お急ぎの場合は、速達分を同封してください。
- (4) 切手が不足の場合は、「不足分受取人払い」となります。



5 請求先及びお問合せ先

〒088-0392 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

白糠町役場 保健福祉部町民サービス課住民係 TEL 01547-2-2171 (内線 514・515)